

第6章 地球温暖化防止のための取組

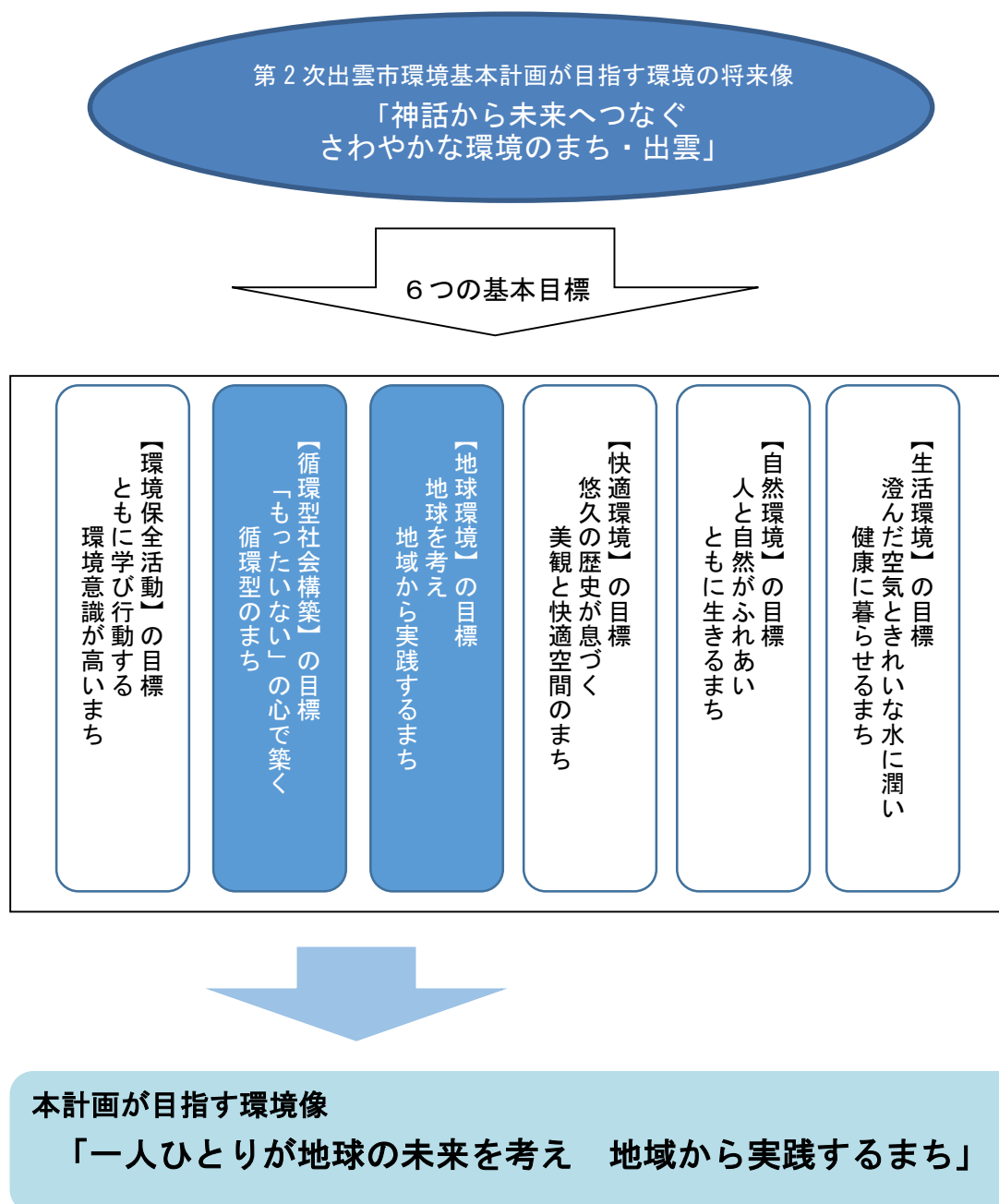
6-1 施策体系

1) 目指す環境像

本計画は、省エネルギービジョンが「地球を考え・学ぶ【意識の向上】」、「省エネルギーを実践する【省エネ実践】」、「取組を継続・拡大する【取組の継続・拡大】」の3つの基本方針に基づき推進してきた省エネルギーやごみ減量化の取組に、再生可能エネルギーの導入、既に起こりつつある地球温暖化による気候変動に適應する取組など新たな知見を加えることで、市域における地球温暖化対策の新たな行動指針として策定するものです。

また、第2次出雲市環境基本計画では、環境の将来像として「神話から未来へつなぐさわやかな環境のまち・出雲」を掲げ、地球環境保全の目標として「地球を考え 地域から実践するまち」を目指しています。

そこで本計画では、市民、事業者及び市の三者が協働して、地球温暖化対策を学び、推進する必要があることから、「一人ひとりが地球の未来を考え 地域から実践するまち」を目指すこととします。



2) 基本方針

本計画では、目指す環境像「一人ひとりが地球の未来を考え 地域から実践するまち」を実現させるための施策を次の3つの基本方針に基づき進めていきます。

(1) 情報提供・環境教育の推進

市民、事業者を実施した意識調査では、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」への認知度が低いことがわかりました。また、省エネルギー、再生可能エネルギーの実践例とその効果についてよくわからないと回答した人が多く、普及啓発の取組が不十分ではないかと思わせる調査結果でした。

「Think Globally. Act Locally（地球規模で考え、足元から行動せよ）」というフレーズがあります。地球温暖化対策を進めるためには、市民一人ひとりが地球温暖化対策について知識を持ち、行動することが何より重要です。市では重点的な取組として、広報等を通じて市民、事業者に地球温暖化防止や省エネルギーに関する情報の提供や環境セミナー、イベント及び環境学習教室の開催を進めるとともに、住民団体などと連携してより一層普及啓発活動を行っていきます。

(2) 低炭素社会の推進

本市が排出する温室効果ガスの大半は、エネルギー起源のCO₂が占めています。CO₂の排出量を抑制し国や本計画が定める削減目標を達成するには、省エネルギーを意識した行動に努めるとともに、CO₂の排出量を更に減らしていくための省エネルギー機器等の導入や、公共交通機関の利用を促進する必要があります。

本市には、全国でも最大規模の風力発電所をはじめ、県内最大規模の太陽光発電所が稼動しており、平成28年度（2016）末における固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備の導入状況でも県内最大となっています。環境にやさしいまちづくりを推進するため、利用時にほとんどCO₂を排出しない再生可能エネルギーの導入及び利用を促進することにより、地球環境に負荷が少なく、持続可能な低炭素社会の実現と地域経済の活性化を目指します。

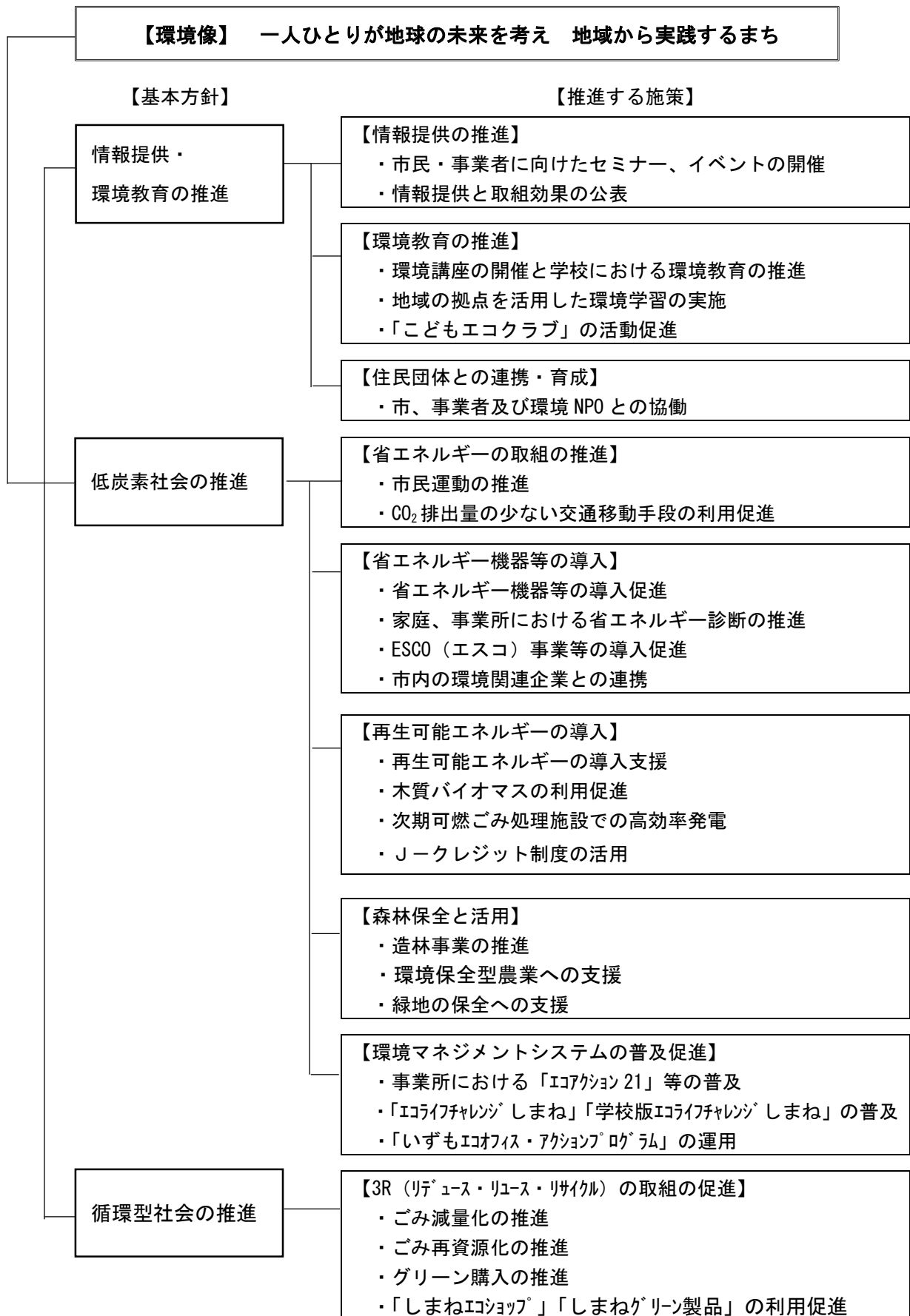
また、森林を適正に管理することで、CO₂の吸収能力を維持し高めていくことも重要です。これらの取組を、市民、事業者及び市が積極的に推進することで、低炭素社会の実現を目指します。

(3) 循環型社会の推進

私たちが、日々の生活や経済活動から発生するごみを減らすことに努めれば、ごみの焼却の際に発生するCO₂を削減できます。さらに、ごみを再資源化し、マテリアルリサイクルを図ることで、製造過程において原料からつくる工程が省力化され、発生するCO₂を削減できるため、地球温暖化対策を推進することにも繋がります。

本市では、市民、事業者が3R（リデュース・リユース・リサイクル）を意識し、これに積極的に取り組むことで循環型社会の推進を図ります。

施策体系



3) 市民、事業者及び市の役割

(1) 市民

- ・地球温暖化問題への理解を更に深め、様々な団体や機関が行う地球温暖化防止活動に積極的に参加します。
- ・日常生活における省エネルギー行動を実践し、CO₂排出の低減に努めます。
- ・家庭から排出するごみの減量に努めるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組み、資源の循環に協力します。

(2) 事業者

- ・事業活動における省エネルギーの実践を図るとともに、環境教育を行います。
- ・市民団体等が行う地球温暖化防止活動と協働し、事業者の社会的役割を果たします。
- ・創意工夫を凝らし、製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄等の事業活動に係るすべての過程を通じて、CO₂などの排出量の削減を図るとともに、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図ります。

(3) 市

- ・市民や事業者が、地球温暖化防止の取組を進めるために必要な仕組みや環境づくりを行うとともに、意識啓発や情報提供を通じて、地球温暖化対策を積極的に推進します。
- ・本市の自然的、社会的特性を踏まえ、再生可能エネルギーの利用や公共交通機関を利用しやすい環境づくりなど、地域特性を生かした最も効果的な取組を、国や県、島根県地球温暖化防止活動推進センター、市民及び事業者と連携・協働して進めます。

6-2 具体的な施策

1) 情報提供・環境教育の推進

(1) 情報提供の推進

①市民・事業者に向けたセミナー、イベントの開催

市内で開催されるイベントなどを通じ、市民・事業者と協働して、環境問題や省エネルギーの取組に関する情報提供等を行います。市では、島根県地球温暖化防止活動推進センターなどと協力してセミナーを開催することで、市民や事業者の意識向上と実践につなげます。

また、再生可能エネルギーの普及啓発を推進するため、セミナーの開催や関連施設の見学会等を開催し、理解促進を図ります。

■取組

- ・地球温暖化対策等のセミナー、イベントの開催
- ・再生可能エネルギーの普及啓発

市民	事業者	市
		市

②情報提供と取組効果の公表

地球温暖化対策の必要性を理解し実践してもらうため、「広報いずも」や市ホームページを活用して、具体的な省エネルギーの取組情報や、取組によるコスト削減効果等を市民、事業者提供することで意識啓発を図ります。

また、地球温暖化対策に資する市民、事業者及び市の取組について、省エネルギー効果が高い取組を「広報いずも」や市ホームページで周知を図ります。

■取組

- ・具体的な省エネルギーの取組の発信
- ・省エネルギーの効果の高い取組の紹介

市
市

(2) 環境教育の推進

①環境講座の開催と学校における環境教育の推進

しまね環境アドバイザー、島根県地球温暖化防止活動推進員などと連携し、地球環境をはじめ地球温暖化対策などの環境問題全般について学習する「環境講座」を開催します。この講座は、各種講師派遣事業を活用することで、市民、事業者及び学校等の要請に応じて開講できるようにします。

また、子どもたちの環境意識を高め、子どもたちから地球温暖化対策を身近なこととして取り組んでもらえるよう、全国地球温暖化防止活動センター（JCCCA）や島根県地球温暖化防止活動推進センターなどの支援を活用して環境学習を推進します。

■取組

- ・各種講師派遣事業の活用
- ・学校における地球温暖化対策などの環境学習の推進

市民	事業者	市
市民		市

②地域の拠点を活用した環境学習の実施

市内には、出雲科学館、風の子楽習館、斐川環境学習センターなど環境をテーマとした施設があります。これらの施設では、年間を通じて、環境をテーマとした学習を実施しています。

■取組

- ・地域の拠点を活用した環境学習の実施

市民	市
----	---

③「こどもエコクラブ」の活動促進

地球温暖化対策をはじめ様々な環境保全活動を推進するためには、次世代を担う子どもたちに、環境を大切に作る心と行動力を育んでもらうことが大切です。そのため、自然観察やリサイクル活動など、身近にできる環境活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を推進していきます。

■取組

- ・「こどもエコクラブ」の活動促進

市民	市
----	---

(3) 住民団体との連携・育成

①市民、事業者及び環境 NPO との協働

地球温暖化対策に向けて、官民が協働して取り組むことが求められます。市では、出雲市環境保全連合会各支部の活動を「広報いずも」や市ホームページで広報し、それぞれが工夫した環境活動に取り組めるよう支援しています。さらに、島根県地球温暖化防止活動推進員や環境 NPO と協働することで活動の輪を広げていきます。

■取組

- ・市民、事業者及び環境 NPO との協働

市民	事業者	市
----	-----	---

2) 低炭素社会の推進

(1) 省エネルギーの取組の推進

① 市民運動の推進（地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の取組）

国では、「COOL CHOICE（賢い選択）」をキャッチフレーズとした地球温暖化対策のための国民運動を展開しています。これは、日々の生活で、低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」を選択することで、地球温暖化対策に貢献する運動です。本市においても、市がこの運動の中心となり、市民、事業者とともに地球温暖化対策を推進していきます。

■取組

- ・クールビズ・ウォームビズの推進
- ・エコドライブ、自転車利用の推進

市民	事業者	市
市民	事業者	市



② CO₂ 排出量の少ない交通手段の利用促進

本市は、JR や一畑電車、路線バスなどにより、市内の公共交通網を形成しています。鉄道事業者においては、パークアンドライド（自宅から自家用車で最寄りの駅まで行き、電車に乗り換え、目的地に向かうシステム）やサイクルトレイン（自転車を電車内に持ち込むことができるサービス）などにより、利便性を向上し、公共交通機関の利用促進を図る取組を行っています。

また、本市には出雲平野が広がり、自転車が利用しやすい環境にあります。さらに、歩行者・自転車を分離した歩道も整備されてきていることから、通勤・通学、仕事や買い物での自転車を利用する取組が CO₂ 排出量の削減につながります。

市では、職員に対し、エコ通勤ウィークなどを設定することで、マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車等の利用促進を図り、CO₂ の排出削減に努めています。

また、CO₂ の排出がない電気自動車の導入促進のため、市内の道の駅 3 か所に電気自動車の急速充電器の設置をしています。近年では、スーパーやコンビニエンスストアなどの民間施設にも充電器の設置が進んでいます。

■取組

- ・通勤・通学や買い物等外出時の公共交通機関及び自転車の積極的な利用
- ・電気自動車などクリーンエネルギー自動車の導入促進

市民	事業者	市
市民	事業者	市

(2) 省エネルギー機器等の導入

① 省エネルギー機器等の導入促進

CO₂ 排出量を減らす方法として、省エネルギー機器等の導入があります。省エネルギー機器等を導入することにより、効率的にエネルギーを使用することができ、CO₂ 排出量を低減することができます。これらの機器等の機能や能力は、将来に向けてさらに高まることが期待されています。市では、買い替えや導入が推進できるよう、市ホームページ等で情報提供を行うとともに

に、その効率的な使用についても啓発していきます。

また、市が設置している防犯灯は、従来の蛍光灯よりも省エネルギーで長持ちをする LED への切替を計画的に行っています。また、自治会や町内会での LED 型防犯灯の切替や新設に対し、今後も支援を行います。

■取組

- ・省エネルギー機器等の導入促進
- ・街路灯、防犯灯の LED 照明への切替促進

市民	事業者	市
市民		市

②家庭、事業所における省エネルギー診断の推進

島根県地球温暖化防止活動推進センターでは、環境省認定の「うちエコ診断士」が各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、CO₂排出対策の提案を行う「うちエコ診断」を行っています。

また、事業所においては、(一財)省エネルギーセンターが実施する、中小企業やエネルギー使用量が一定規模(原油換算 100kL~1,500kL)の工場・ビルを対象とした省エネ無料診断を受けることができます。これらの活動を「広報いずも」や市ホームページなどを活用し、各家庭や事業者へ情報提供を行います。

■取組

- ・家庭での「うちエコ診断」、事業所における「省エネ診断」の推進

市民	事業者	市
----	-----	---

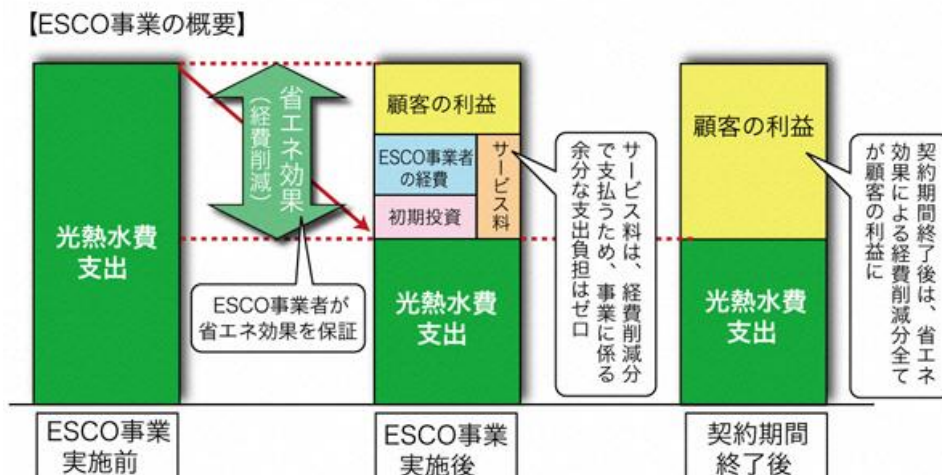
③ESCO (エスコ) 事業等の導入促進

ESCO (エスコ) 事業とは、ESCO 事業者が省エネルギーに関する包括的なサービス(提案、設計・施工等)を提供することで、顧客の利益と地球環境保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証等により、顧客の省エネルギー効果(メリット)の一部を報酬として受け取る事業のことです。事業者向け意識調査で、「この事業の内容がわからない」との回答が 50% 近くあったことから事業内容の普及啓発を進めていきます。

■取組

- ・ESCO (エスコ) 事業の導入促進

事業者	市
-----	---



〈中小企業向けの制度融資の活用〉

島根県中小企業制度融資として「人にやさしい環境整備支援資金」があります。労働環境の改善のための設備等を整備しようとする場合に受けられる融資です。企業が省エネルギー改修や ESCO 事業に取り組む場合も融資が受けられます。

④市内の環境関連企業との連携

本市には、環境関連の事業や製品づくりを行う企業があります。AC（交流）駆動 LED という次世代照明の製造企業、工場の自動省力化に取り組む企業、省エネルギーの空調、熱利用設備を設計する企業等があります。市として、市内の環境関連企業と連携して省エネルギー事業や関連製品の普及が進むように取り組みます。

■取組

- ・市内の環境関連企業との連携

事業者	市
-----	---

(3) 再生可能エネルギーの導入

①再生可能エネルギー導入支援

太陽光、風力発電は本市に適した再生可能エネルギーです。民間事業者が実施する大規模太陽光発電所（メガソーラー）及び風力発電所の設備については、事業者に対する情報提供等により、引き続き円滑な導入を支援します。

市の公共施設においては、災害時の再生可能エネルギーによる電源供給の必要性も加味しながら、学校やコミュニティセンター等の新築・改築の機会を捉えた再生可能エネルギー発電設備の導入を推進します。

■取組

- ・太陽光、風力発電事業への支援
（事業者への情報提供、地元理解への支援）
- ・事業可能性調査の活用
（中小水力事業化可能性調査データの活用など）
- ・公共施設への導入

事業者	市
-----	---

事業者	市
-----	---

市

②木質バイオマスの利用促進

「バイオマス」とは、木くず、生ごみや家畜排せつ物などの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。木質バイオマスは、燃焼時に CO₂ を排出しますが、成長過程において光合成により CO₂ を吸収しているため、排出量と吸収量とが相殺される「カーボン・ニュートラル（炭素中立）」という機能を持っており、環境にやさしい資源として、地球温暖化対策や化石燃料の代替燃料として注目されています。

バイオマス資源については「神話の國出雲バイオマス活用推進プラン（平成 24 年度（2012）策定）」に基づき活用を推進します。具体的には、利用率が低い林地残材について島根県が進める木質バイオマス発電や市内の熱利用施設への資源供給等を進めます。また、森林の適正な管理に努め、荒廃森林等の再生を図る事業や松くい虫被害跡地等における植栽等を実施します。

■取組

- ・島根県が進める木質バイオマス発電への資源供給

事業者	市
-----	---

- ・市内熱利用施設への木質バイオマス熱利用の推進

事業者	市
-----	---

③次期可燃ごみ処理施設での高効率発電

可燃ごみ処理施設「出雲エネルギーセンター」では、可燃ごみ処理で発生する熱を利用して発電事業を行っています。これに代わるものとして、現在整備を進める次期可燃ごみ処理施設は、さらに高効率な発電ができる施設を目指します。

■取組

- ・次期可燃ごみ処理施設での高効率発電

市

④J-クレジット制度の活用

国が認証する J-クレジット制度とは、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂の排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。本市では、「神話の國出雲さんさん倶楽部クレジット認証」を進めています。

低炭素社会の実現に向け、国の J-クレジット制度を活用した CO₂ 排出削減の取組を進めます。

また、J-クレジットを購入した排出削減に積極的な企業等の取組を発信することで、事業者等による制度活用の拡大を目指します。

■取組

- ・ J-クレジット制度の活用

市民	事業者	市
----	-----	---

(4) 森林保全と活用

①造林事業の推進

本市の森林率（森林面積／総土地面積）は約 60%で 37,133ha の森林を保有しています。森林は、生物多様性保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能などの公益的機能に加えて、CO₂を吸収し固定する機能を有しています。造林事業等により間伐や再造林を実施するとともに、木材利用を進めます。間伐と木材の利用を推進することで、炭素の貯蔵と CO₂ の排出削減に貢献します。さらに、将来の森林整備の担い手となる林業人材の育成にも力を入れます。

■取組

- ・造林事業などを通じた間伐・再造林の推進
- ・市産材の利用促進などを通じた木材の利用拡大
- ・公共施設への木材の利用推進
- ・森林整備の担い手となる林業人材の育成・確保
- ・（仮称）森林環境譲与税の活用

市民	事業者	市
市民	事業者	市
		市
	事業者	市
		市

②環境保全型農業への支援

地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に対して支援を行っています。

■取組

- ・環境保全型農業に取り組む農業者団体への支援

事業者	市
-----	---

③緑地の保全への支援

工場立地法に基づき、製造業、電気供給業等の業種で敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の規模の工場を建設する場合、一定の割合で緑地及び環境施設の整備を義務付けています。

■取組

- ・工場用地への緑地整備の義務付け

事業者

(5) 環境マネジメントシステムの普及促進

① 事業所における「エコアクション 21」等の普及

環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」や、取得・更新費用が安価で中小企業にとって取り組みやすい「エコアクション 21」の普及を図ります。事業者の取得が進むよう、市としても協力を行っていきます。

■取組

- ・環境マネジメントシステムの普及促進

事業者

市

② 「エコライフチャレンジしまね」、「学校版エコライフチャレンジしまね」の普及

市民に対し、島根県地球温暖化防止活動推進センターが行っている「エコライフチャレンジしまね」への参加を呼びかけます。これは、普段、家庭で使用している光熱費を月別に「見える化」する取組で、家庭の光熱費の種類別や月別に改善すべき点が見つけやすくなります。また、市内の小中高等学校向けの「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加を呼び掛けます。

■取組

- ・「エコライフチャレンジしまね」の普及
- ・「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加促進

市民

市民

市

市

③ 「いずもエコオフィス・アクションプログラム」の運用

市の事業活動から発生する温室効果ガス削減のために策定した「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」を確実に推進するとともに、その成果を公表することで市民、事業者に省エネルギー対策や地球温暖化対策、リサイクルなどへの関心を高めます。

■取組

- ・「エコオフィス・アクションプログラムⅢ」の運用

市

3) 循環型社会の推進

(1) 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組の促進

① ごみ減量化の推進

本市の燃えるごみの量は、平成 23 年度(2011)以降増加していましたが、平成 27 年度(2015)、平成 28 年度(2016)と僅かに減少に転じています。本市の世帯数は年々増加する状況にある中、ごみの減量が引き続き重要な課題となっています。

このため、環境 NPO やごみ減量アドバイザー、市職員が地域の会合やイベントなどの場へ出かけ啓発に取り組んでいます。

また、ごみ処理施設の現場を実際に見てもらおうバスツアーを通し、ごみの減量や資源化の大切さについて考えるきっかけづくりを行っています。一方、大規模店舗を中心としてレジ袋無料配布中止の取組への協力を呼びかけ、買い物時のごみの減量化を推進しています。こうした啓発活動を主として、市民の分別やごみの減量意識を高めるための取組を進めていきます。

■取組

- ・環境 NPO やごみ減量化アドバイザー等による啓発推進
- ・レジ袋削減推進の取組
- ・施設見学会の開催
- ・食品ロス削減の取組（30・10 運動の推進）

市民	事業者	市
市民	事業者	市
市民	事業者	市
市民	事業者	市

②ごみ再資源化の推進

本市では、公用収集において古紙、空き缶、空き瓶、ペットボトル、乾電池、蛍光管、割りばし、食用油、古着を資源物として回収しています。一方、民間事業者においても、ペットボトルや食品トレイの店頭回収、空き缶や古紙などは回収ボックス設置による回収が進められています。また、生ごみに関しては、家庭や事業所でもコンポストや電気式生ごみ処理機を使って処理したものを、自家の畑で使用する、あるいは再生業者へ引き渡すなどの取組が行われています。こうした資源ごみの循環サイクルが継続、また拡充するよう啓発に努めるとともに環境整備を図ります。

■取組

- ・資源ごみの回収促進
- ・古着市の開催
- ・食品廃棄物の堆肥化利用の推進

市民	事業者	市
市民		市
市民	事業者	市

③グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すものです。グリーン購入をわかりやすくするために、国ではグリーン製品を示す「環境ラベル」の情報を提供しています。

■取組

- ・グリーン購入の推進

市民	事業者	市
----	-----	---

④「しまねエコショップ」「しまねグリーン製品」の利用促進

県では、環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「しまねエコショップ」として認定しています。また、県内事業者が製造・販売する環境にやさしい製品を「しまねグリーン製品」として認定し、事業者の環境配慮製品への取組の促進を図っています。市では、これらの環境に良い商品やサービスなどの情報発信を行い、市民に積極的な購入を薦めていきます。

■取組

- ・「しまねエコショップ」「しまねグリーン製品」の利用促進

市民	事業者	市
----	-----	---

6-3 地球温暖化への適応策

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が取りまとめた報告書では、既に気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、地球温暖化の程度が増大すると深刻で広範囲にわたる影響が生じる可能性が高まるとしています。

地球温暖化の進行に対し、温室効果ガス排出量を抑制する従来からの施策（緩和策）が追いつかないおそれがあることから、国では「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、地球温暖化による気候変動の影響によって発生する被害（健康分野、防災分野、自然生態系分野）への備えを進めています。市においても、地球温暖化によって現れている影響を把握し、今後予想される影響を想定のうえ、その対策を実施していきます。

1) 健康分野の対策

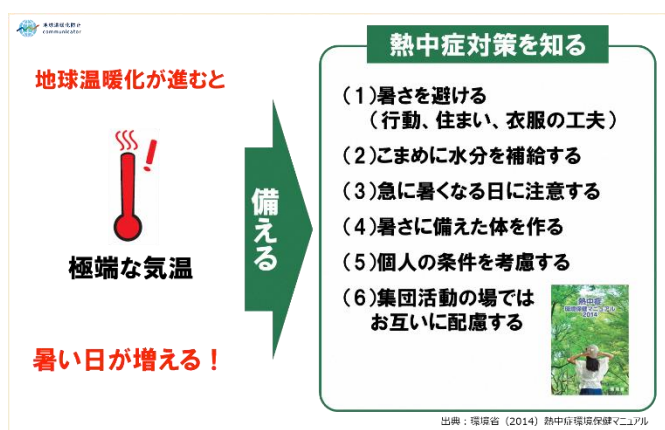
地球温暖化が進むことにより、熱中症による救急搬送患者が増加するとともに、高齢者や子どもは重症化のリスクが高くなることや、感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が拡大することで、デング熱などの感染症の増加が懸念されます。

(1) 熱中症対策

① 情報提供と予防法等の普及啓発

市では、熱中症に対する注意喚起、対処法、予防対策について、「広報いずも」や市ホームページ等を用いて広報を行います。また、各地区で実施する健康教育を通じて、予防対策、対処法等の説明を実施します。

消防本部においては、消防本部のホームページに熱中症対策のポイントや発生状況の統計資料を掲載することで、予防意識の啓発を図るとともに、消防本部各課や各消防署で実施する講習会やイベントの機会をとらえ、熱中症予防のポイントについて普及啓発を行います。



地球温暖化が進むと

極端な気温

暑い日が増える！

備える

熱中症対策を知る

- (1)暑さを避ける
(行動、住まい、衣服の工夫)
- (2)こまめに水分を補給する
- (3)急に暑くなる日に注意する
- (4)暑さに備えた体を作る
- (5)個人の条件を考慮する
- (6)集団活動の場では
お互いに配慮する

出典：環境省（2014）熱中症環境保健マニュアル

② 小中学校での熱中症対策事業

熱中症対策などに対応するため、中学校の普通教室へのエアコン整備を進めています。

また、音楽室等の特別教室でエアコンの整備が完了していない小中学校については、校舎リフレッシュ事業の中で年次的に整備を進めます。

(2) 感染症対策

感染症を防止するため、基礎知識、対処法、予防対策等の情報提供を行います。温暖化の進行に伴いデング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が拡大することが懸念されることから、市民への注意喚起等の対策を行います。

2) 防災分野の対策

近年、気候変動の影響による局地的な集中豪雨により、甚大な豪雨・洪水の被害が発生してい

ます。土砂災害についても全国各地で頻発し、大規模な被害が発生しています。今後も、その頻度が増し、河川洪水が増加することが予測されます。

(1) 水害・土砂災害対策

大雨や土砂災害発生時には、出雲市地域防災計画、出雲市水防計画等に基づき、速やかに対応します。また、ハザードマップを作成、配布し、避難所、浸水予想区域及び土砂災害特別警戒区域などを周知します。

また、洪水などの水害の影響を最小限に抑えるため、河川改修を進めることが重要です。県知事要望等を通じ、国河川改修事業や広域河川改修事業の促進を図ります。

(2) 山地災害対策

集中豪雨の頻発等によって、山地災害の頻発が生じることが懸念されています。森林の持つ土砂災害防止機能、水源涵養機能を維持するため、森林の整備を実施します。

・斐伊川水系水源の森づくり事業

斐伊川水系の上下流自治体が締結している「森林整備協定」に基づき、上流自治体（雲南市、奥出雲町、飯南町）が実施する造林事業の事業費の一部を負担します。これにより、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能の向上や、下流域の水資源の確保や、宍道湖・中海の水質の保全に間接的に携わります。

・斐伊川流域荒廃林等再生整備事業

斐伊川流域上下流自治体が一体となり、斐伊川流域水源地帯の森林の造成及び整備を実施し、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、下流域の水資源の確保や、宍道湖・中海の水質の保全を図ります。

・市行造林・市有林保育事業

市行造林地・市有林造林地等の間伐を行うことにより、木の成長を促し森林の持つ多面的機能を維持することで水源涵養並びに土砂流出防止を図ります。

3) 自然生態系分野の対策

地球温暖化の影響で河川や湖沼の水温が上昇することや、降水量の増加による土砂の大量流出することで河川の水質が、将来悪化することが予想されます。

また、地球温暖化は生物多様性の危機の一つと考えられ、これまで生息していた生物の生息域が変化することで、私たちの身近な生活にも影響を及ぼします。

(1) 自然環境調査

市内の主要河川等に生息する水生生物等を調査することにより、自然環境の特色を明らかにし、水質と水辺環境の状態を把握することを目的として実施しています。

(2) 河川水質の調査

市内、中小河川の水質の現状を把握し水質保全対策に資するために、県公共水域・地下水水質測定計画に基づく水質検査を行っています。

(3) 外来生物への対応

地球温暖化が進むことにより、従来は越冬することができなかった外来生物が、日本での生息

区域を広げてきています。その中には毒を持っているものやウイルスを媒介するものもあり、市内でも平成 27 年度（2015）にセアカゴケグモが発見されています。

県自然環境課、出雲保健所と協力し、市民への情報提供をするとともに、市内においてこれら外来生物が発見された場合は、その生息区域の拡大を防ぎます。

(4) 有害鳥獣対策

シカやイノシシなどの野生鳥獣が気温上昇により活動域を広げることで、森林や高山植生等への食害が拡大することが懸念されています。捕獲奨励金制度や狩猟免許新規取得者に対する費用の助成により、有害鳥獣の捕獲体制の強化に努めます。またシカにおいては、金網柵による侵入防止やネットを用いた幼齢木の保護に努めます。

(5) 病虫害対策

樹木の病虫害が、気温上昇により活動域を広げ、その被害が拡大することが懸念されています。特に松枯れについては、健全木の樹幹注入及び被害拡大を防ぐために被害木の伐倒駆除を実施します。また、松枯れ被害跡地における抵抗性マツ等の植栽・保育にも努めます。